

こしがやししゅわげんごじょうれい 越谷市手話言語条例

こしがやししゅわげんごじょうれい へいせい ねん がつはつ か こうふ しこう
「越谷市手話言語条例」が平成30年3月20日に公布・施行されました。

こしがやし しゅわ げんご きほんりねん しゅわ かん しさく すいしん
越谷市では、手話は言語であるとの基本理念をもとに、手話に関する施策を推進する
こと、
すべ しみん く ちいきしゃかい じつげん めざ
全ての市民がともに暮らすことのできる地域社会の実現を目指してまいります。

しゅわ かん しさく りかい きょうりよく
手話に関する施策へのご理解とご協力を
ねが
よろしくお願いいたします。



こしがやししゅわげんごじょうれい ぜんぶん ～「越谷市手話言語条例」前文～

げんご たが いし かんじょう つた りかい あ ちしき たくわ ぶんか そうぞう けいしょう
言語は、お互いの意思や感情を伝え、理解し合い、知識を蓄え、文化を創造し、継承
うえ ひつようふ かけつ
する上で必要不可欠なものです。

にほんしゅわ にほん しゅわ い か しゅわ て ゆび うご ひょうじょう
日本手話をはじめとする日本の手話(以下「手話」という。)は、手や指の動き、表情を
つか しかくてき ひょうげん おんせいげんご にほんご どうよう ひと げんご
使い視覚的に表現するものであり、音声言語である日本語と同様に一つの言語です。そ
して、ろう者などの手話を必要とする方(以下「手話を必要とする方」という。)が自分らしく
い うえ しゅわ
生きていく上で、手話は、かけがえのないものです。

しゅわ なが あいだげんご みと しょう かんきょう ととの
しかしながら、手話は、長い間言語として認められず、使用される環境が整えられてこな
かつ しゅわ ひつよう かた せいかつ うえ いま おお ふべん ふあん しょう
かったことから、手話を必要とする方が生活していく上で、今でも多くの不便や不安が生じ
ています。

なか しゅわ しゃかい じょじょ し しょうがいしゃ けんり かん
そのような中で、手話が社会において徐々に知られるようになり、障害者の権利に関す
じょうやく しょうがいしゃきほんほう しゅわ げんご い ちづ にほんご きょうぞん
る条約や障害者基本法において手話が言語として位置付けられ、日本語と共存すること
になりました。

しみんひとりひとり しゅわ げんご りかい しゅわ ひつよう かた あんしん
ここに、市民一人一人が、手話は言語であることを理解し、手話を必要とする方が安心
せいかつ おく かんきょう ととの すべ しみん そだ はたら
して生活を送ることができる環境を整え、もって全ての市民が、ともに育ち、ともに働き、と
く ちいきしゃかい めざ じょうれい せいてい
もに暮らすことのできる地域社会を目指すため、この条例を制定します。

へいせい ねん がつはつ か じょうれいだい ごう
平成30年3月20日 条例第1号

こしがやししゅわげんごじょうれい がいよう 「越谷市手話言語条例」の概要

《目的(第1条)》

・手話についての基本理念を定め、市の責務及び市民の役割を明らかにし、手話に関する施策を推進することで、全ての市民がともに生きることのできる地域社会の実現に寄与することを旨とします。

《基本理念(第2条)》

・手話は日本語と同様に一つの言語として尊重されることを基本理念とします。



《責務・役割(第3～4条)》

- ・市は、手話に対する理解及び普及を促進します。
- ・市は、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を講じます。
- ・市民は、基本理念に対する理解を深め、市の推進する施策に協力するよう努めます。

《施策の推進(第5～6条)》

- ・市は、手話に関する施策をまとめた推進計画を策定します。
- ・推進計画の策定等にあたっては、手話を必要とする方や関係者の意見を聴くよう努めます。
- ・市は、手話に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

※条例の全文は市ホームページにて公開しています。

しゅわ げんご 手話は言語ってどういうこと？

手話は、手や指の動き、表情を使い視覚的に表現するもので、日本語が一つの言語であるように、手話も一つの言語です。日本語を使用する人が、日本語で認識し、理解し、考え、話すのと同じように、手話を第一言語として獲得し使用する人は、手話で認識し、理解し、考え、話をしています。手話は、耳が聞こえない人にとってコミュニケーション手段の一つとしてだけでなく、物事を感じたり理解したりすることなどにも使われており、手話を必要とする人が自分らしく生きていくうえで、かけがえのないものなのです。

また、手話には「日本手話」、「日本語対応手話」などの分類があるとされており、耳が聞こえなくなった時期や、残存聴力、生活環境などによって、獲得している手話も違ってきます。

【日本手話】

日本語などの音声言語とは異なる独自の語彙、文法等の言語体系を有する一つの言語であり、ろう者の交流の中で生まれ、ろう者集団において継承されてきた自然言語とされています。

【日本語対応手話】

日本語の文法にのっとり、手話の単語を日本語の語順のままに表し、日本語を視覚的に認識できるようにしたものです。手指や表情、口の形など視覚・身振りに基づいた手話の表現形式を用いて表していますが、日本語の文法が基本となっています。

手話を必要とする人って？

手話を必要とする人は、聴覚などに障がいがあるために、音声言語の習得や理解が困難な人や、発音・発声が困難な人を指します。

聴覚に障がいのある人は、耳が聞こえなくなった時期や残存聴力によって、「ろう者」、「中途失聴者」、「難聴者」などの呼び方があります。

ただし、聴覚に障がいのある人全員が手話を使用しているわけではなく、筆談や、補聴器を使用しての会話など、その人に合わせたコミュニケーション方法を確認する必要があります。

【ろう者】

言語獲得以前より重度の聴覚障がいがあり、音声言語の自然な獲得が困難であった方で、特に日本語を母語とする方

【中途失聴者】

途中で耳が聞こえなくなった方に、日本語を母語としている場合が多く、日本語対应手話を使用する傾向がある

【難聴者】

生まれつきか中途に聞えず、耳が聞こえにくいものの聴力が残存している方

この条例が制定されて何が変わるの？

越谷市では、手話通訳者・要約筆記者派遣事業をはじめ、手話講習会や市職員への手話研修など、手話に関する様々な施策を行っていますが、条例制定をきっかけに、講演会の開催や手話啓発冊子の作成など、今後も新たな施策を進めていきます。また、様々な施策の推進を通して、さらなる手話の普及を図り、手話を必要とする人も、そうでない人も、ともに暮らしやすい地域社会の構築を目指していきます。みなさん一人ひとりが、少しでも手話に興味を持っていただけたら幸いです。

かんたんな手話を覚えてみよう！

手話であいさつをしてみましよう



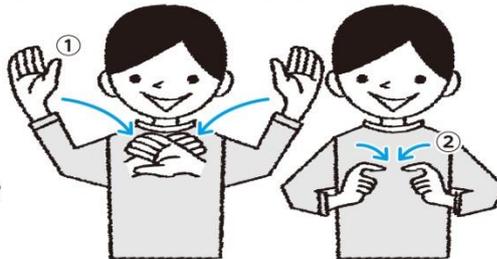
「おはよう」

- ①右手でこぶしを作り、こめかみあたりにあててから下ろす
- ②向かい合わせた人さし指を折り曲げる



「こんにちは」

- ①利き手の人さし指と中指を立てて、額の中央に当てる
- ②向かい合わせた人さし指を折り曲げる



「こんばんは」

- ①両手の手のひらを前に向け、顔の前で交差させる
- ②向かい合わせた人さし指を折り曲げる

みんなで手話を
おぼえよう!!!



越谷特別市民
ガイヤちゃん

と あ さき
【お問い合わせ先】

こしがやし やくしよ ふくし ぶしょうがい ふくしか
越谷市役所福祉部障害福祉課

でんわ
電話:048-963-9164

ふあつくす
FAX:048-963-9171